

各県立学校長 殿

教 育 長

第二学期末（後期）及び冬期休業中の幼児児童生徒の指導について（通知）

冬期休業を迎えるに当たり、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が安全かつ自主的・主体的に有意義な冬期休業を過ごせるよう、格別の配慮を願います。

については、貴校教職員に対し、下記事項及び別添「指導・支援のポイント」を周知徹底するとともに、学校や地域の実情、生徒等の実態等に応じて適切な指導計画を作成し、保護者や地域社会、関係機関等との緊密な連携・協力のもとに生徒指導のより一層の推進が図られるよう取組を願います。

記

1 生徒等の生命と心を守る生徒指導と支援の徹底

- (1) 生徒等の生命に関わる重大な事態が依然として発生していることから、引き続き事故防止や自殺予防に向けた取組を強化すること。
- (2) 冬期休業明け直後は、生徒等にとって生活環境が大きく変わる契機になりやすく、プレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられることから、面談やアンケート調査を実施するなどして、生徒等の変化を把握するよう努めること。また、生徒等の支援に当たっては、家庭はもとより、必要に応じて、警察や医療・福祉等の関係機関とも十分に連携すること。
- (3) 本年9月、岐阜県岐阜市において発生した高校2年生が教室内で自ら命を絶つという大変痛ましい事案では、生徒指導上の不適切な対応、学校における組織的な対応の欠如といった諸課題が指摘されている。このことを踏まえ、教職員は生徒等との信頼関係を築くことを基盤とした適切な指導を行うとともに、教職員間の連携を深め、組織的な指導体制による生徒指導を徹底すること。
- (4) 問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景や事象の内容を明確にするとともに、あらかじめ定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮すること。また、生徒等が自らの行動を反省し、将来に希望や夢をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう指導・支援を行うこと。

2 指導計画の作成及び生活態度の育成

- (1) 学校の教育方針を明確にし、全教職員の共通理解のもと、生徒等が自主的・主体的に有意義な冬期休業を過ごせるよう指導すること。
- (2) 部活動や学校行事の計画・実施に当たっては、その教育的意義を十分検討し、生徒等の発達段階や健康状態及び保護者の経済的負担について配慮するとともに、安全に留意し、事故防止に努めること。
- (3) 生徒等が、豊かな人間性や社会性を一層培うことができるよう、規則正しい生活を送り、自らの健康を保持増進するよう指導に努めること。
- (4) 生徒等が、家庭での対話の機会を大切にし、家族相互の理解を深めることや地域におけるボランティア活動や諸行事等に主体的・積極的に参加することにより、社会参画の意識や規範意識が醸成されるよう指導すること。

3 いじめの問題への一層の取組

- (1) いじめ防止対策推進法によるいじめの定義を全教職員が理解し、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得ることを念頭に置き、「些細な、軽微な、いじめの芽や兆候」も見逃すことなく組織としていじめを漏れなく認知し対応すること。また、認知し対応したいじめについては、表面上解決したように見えても、すぐに解消したと判断するのではなく、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、指導や謝罪の後も見守りを継続し、慎重に対応すること。
- (2) 「奈良県いじめ防止基本方針」や「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」及び国の「いじめ防止

対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」の通知等に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組の推進を図るとともに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織会議を定期的開催し、計画的かつ組織的に進めること。また、「個人別生活カード」等を活用することで、いじめをはじめとする生徒等の状況を記録し、全教職員で情報共有することにより、組織的・継続的支援に努めること。

- (3) 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要における高等学校のいじめの態様では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に次いで、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。このことを踏まえ、教職員からの指導はもとより、生徒等がインターネット利用について自ら考え話し合う機会を設けるなど、健全な利用やモラル等の確立が図られるよう配慮すること。また、いじめが起こる場面については、教職員が指導する「授業中」や「部活動中」の割合も高いことを踏まえ、学習指導等と生徒指導が一体となった対応に努めること。

4 不登校や中途退学の予防及び未然防止

- (1) 不登校は特別な状況で起こるのではなく、「誰にでも起こりうる」可能性があり、その要因も複雑化・多様化している。各学校においては、不登校の未然防止のため、個人面談や家庭訪問等の実施により、生徒等の気持ちに寄り添い、兆しを見逃さない丁寧な支援に努めること。また、保護者はもとより、必要に応じて出身中学校等とも連携して支援に努めること。
- (2) 不登校児童生徒への支援の在り方については、組織的・計画的支援や、不登校が生じない魅力ある学校づくり、不登校児童生徒に対し、多様な教育機会の確保等を図るなど、支援の充実に一層努めること。
- (3) 成績不振科目の克服など、生徒等自らが第3学期（後期）における進級や卒業に向けての展望がもてるよう、きめ細かな指導・支援を行うこと。その際、単位の修得、卒業の認定及び学年の課程を修了する出席日数等の弾力的運用について配慮すること。

5 安全確保及び事故防止等

- (1) 生徒等による大麻の所持・使用など、薬物乱用に係る危険性が懸念されている。薬物乱用は重大な社会問題であるという認識に立ち、警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を計画的に開催するなど、指導を徹底すること。また、薬物乱用の未然防止には保護者の協力が不可欠ことから、保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発も積極的に行うこと。
- (2) インターネット等の利用による、違法・有害情報から生徒等を守るためには、フィルタリングの利用が有効であることから、あらゆる機会を通じて生徒等にその指導を行うとともに、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の内容を踏まえ、生徒等及び保護者への周知及び啓発を行うこと。あわせて、これらの機会に、SNS上における不特定多数の人との不用意な接触や盗撮、児童ポルノ製造等においては上記条例の改正点等に触れ、生徒等が被害者及び加害者とならず、自ら身を守ることができるよう指導すること。
- (3) 県警察本部のウェブページには、学校・保護者等から寄せられた不審者情報が、11月27日現在で、165件掲載されている。生徒等の安全が脅かされているという現状を踏まえ、保護者、地域社会、関係機関と連携・協力しながら、被害の防止に努めること。あわせて、年末年始の外出時での留意事項など、生徒等が、自ら身を守ることについての認識が深められるよう、具体的な指導に努めること。
- (4) 平成30年度における県内の児童虐待に関する相談対応件数は過去最多となっており、子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状況にある。児童虐待を防止するため、日ごろから、一人一人の生徒等の表情や言動等の変化に気を付け、教職員間の情報交換を十分に行い、早期発見に努めること。また、児童虐待を発見したときは、市町村の児童福祉担当部署やこども家庭相談センターへ通告するとともに、関係機関とも連携を図りながら当該生徒等の心のケアについて十分配慮すること。
- (5) 県内では、年々交通事故は減少傾向にあるものの、自転車に関係する事故について横ばい状態であり、そのほとんどが自転車側に法令違反があるなど、自転車利用者の交通ルールやマナー違反が大きな課題となっていることを踏まえ、効果的な安全教育・安全管理の徹底による生徒等の安全確保の更なる取組の推進に努めること。
- (6) 冬期休業中は特に年末年始の開放的な雰囲気から飲酒や喫煙、深夜徘徊等の問題行動が危惧されるので、保護者との連携を図りながら、指導の徹底に努めること。

参考資料

命を大切にす教育の充実に向けた指導及び支援の推進について

(平成30年9月20日付け教生第206号)

児童・生徒の生命と心を守る生徒指導の徹底について

(平成28年4月26日付け教生第34号)

児童生徒の自殺予防に係る取組について

(令和元年7月4日付け教生第119号の1)

奈良県立学校における特別指導ガイドライン

(平成29年12月 奈良県高等学校校長協会他)

奈良県部活動の在り方に関する方針

(平成31年4月奈良県・奈良県教育委員会)

「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の改訂について

(平成30年3月23日付け教生第359号)

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドラ

イン」の策定について

(平成29年3月27日付け教生第331号)

いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について

(平成30年3月30日付け教生第380号)

奈良県いじめ防止基本方針の送付について

(平成28年4月25日付け教生第31号)

不登校児童生徒への支援の在り方について

(令和元年11月1日付け教生第216号の1)

不登校支援のしるべ

(平成24年3月 奈良県教育委員会)

薬物乱用防止教育の充実について

(平成30年12月28日付け教生第423号)

薬物乱用防止啓発訪問事業について

(令和元年5月7日付け 保健体育課事務連絡)

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について

(令和元年6月28日付け教生第178号)

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正に伴う改正内容の児童・生徒への周知について

(令和元年10月16日付け青社第186号)

インターネットの安全利用に関する研修の実施について

(平成31年2月6日付け教生第330号の1)

不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について

(平成31年3月26日付け教生第390号の1)

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

(令和元年5月9日 文部科学省)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」の改訂について

(令和元年7月30日付け教生第134号の1)

教職員のための児童虐待対応の手引

(令和元年7月改訂版 奈良県教育委員会)

「自転車関係事故に係る分析」資料の送付について

(令和元年5月20日付け 保健体育課事務連絡)

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定について

(令和元年10月23日付け教生第330号、教生第202号)